

時代の流れにふさわしい行政の 枠組みづくりを目指して

本格的な少子・高齢化の進展や地方分権の本格化、高度情報化など社会情勢が大きく転換する中で、時代の流れにふさわしい、よりよい行政サービスの提供や地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、行政の仕組みに工夫や改善を加える『行政改革』の取り組みがさらに必要です。

市では6月1日号広報でもお知らせしたとおり、新たな行政改革の取り組みに向けて計画づくりを進めています。この度、市民のみなさんの意見などを参考に、行政改革の基本方針と実施計画の素案を策定(成案は、平成14年12月を目途)しましたので、これに対するご意見などをお寄せください。

ご意見などの提出方法は、はがきや封書または本庁舎のロビー、各支所、市民会館に置いてある用紙に記入の上、9月30日(月)までに『ご意見箱』に投函してください。Eメールをご利用の方は、info@city.noboribetsu.hokkaido.jp にお願います。

新・登別市行政改革

基本方針 (素案)

行政改革の必要性

行政改革は、市の政策や施策、事務事業をうまく機能させ、最少の経費で市民のみなさんにとって満足度の高い行政サービスを提供できるよう、行政の仕組み(以下「行政システム」)を改革しようとするものです。

市では、これまでも行政改革に取り組み、最近では、平成7年11月に策定した『登別市行政改革実施計画』に基づき、平成8年度を初年度として概ね5カ年計画で行政改革に取り組み、事務事業の見

直しや職員定数の適正化などによる行政の効率化、情報化の推進による市民サービスの向上を図るなど、多くの成果を挙げてきました。

しかし、このような中にあっても、本市を取り巻く状況は刻々と変化し、取り組むべき新たな課題などが発生しておりますので、これらに的確に対応できるよう、行政システムをさらに見直していくことが必要になっていきます。

行政改革の基本的な方向

「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治運営の基本原則やこれまでの行政改革の取

り組み、本市を取り巻く状況を踏まえながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、次の視点に立つて行政システムの構築を進めます。

(1) 市民参画・市民との協働による行政システムの構築

地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、市民のみなさんに市の行政に積極的に参画していただくとともに、市民のみなさんと市が協力し合いながら地域の課題や地域づくりに協働で取り組んでいくことが不可欠です。このため、市民のみなさんと市とのより一層の信頼関係を築き、市民のみなさんが主体的に参画し、市とともに市政を進めていけるような行政システムの構築を目指します。

(2) 成果を重視した政策を推進する行政システムの構築

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズはますます高度化、多様化し、また厳しい財政環境などから、これまで以上に効果的かつ効果的な行政運営が必要となつていきます。このため、効果的かつ効果的な業務遂行体制を確保しながら、政策、施策、事務事業について、一定の基準・指標をもつて、妥当性や達成度、成果などを客観的かつ統一的に評価するための新たな行政システムの構築を目指します。

(3) 最少の経費で最大の効果を発揮する行政システムの構築

社会情勢の変化により、市民ニーズは今後もさらに複雑化、多様化するほか、新たな課題も生じてくることが予想されます。このような中で、厳しい財政状況

の下であつても、限られた財源と人員を有効に活用しながら、質の高い行政サービスの提供を維持し続けていかなければなりません。このため、これまでに増して、高度情報通信技術(ICT)の積極的な活用や事務事業の見直しなどにより、行政運営の簡素化・効率化を図り、最少の経費で最大の効果を発揮できる行政システムの構築を目指します。

(4) 市民の期待に応えられる職員の育成などによる行政システムの構築

地方分権の推進や複雑化、多様化する市民ニーズに限られた人員で的確に対応していくことが求められています。

したがって、職員一人ひとりがその責務に自覚を持ち、市民の期待や信頼に応えていくことが基本となりますので、地方自治の担い手となる人材を計画的・組織的に育成確保していく行政システムの構築を目指します。また、組織機構の簡素効率化や定員管理の適正化を図りながら、能力・実績を重視した人事管理を進める行政システムの構築を目指します。

行政改革の実施計画の策定

行政改革の基本的な方向による行政システムの構築を進めるため、具体的な取り組み内容や実施目標年次などを定めた『新・登別市行政改革実施計画』を策定します。

行政改革の推進期間

今回の新たな行政改革の取り組みは、平成15年度から平成19年度の5年間としますが、新たに生じる課題に的確に取り組むため、毎年度見直しを行いながら実